

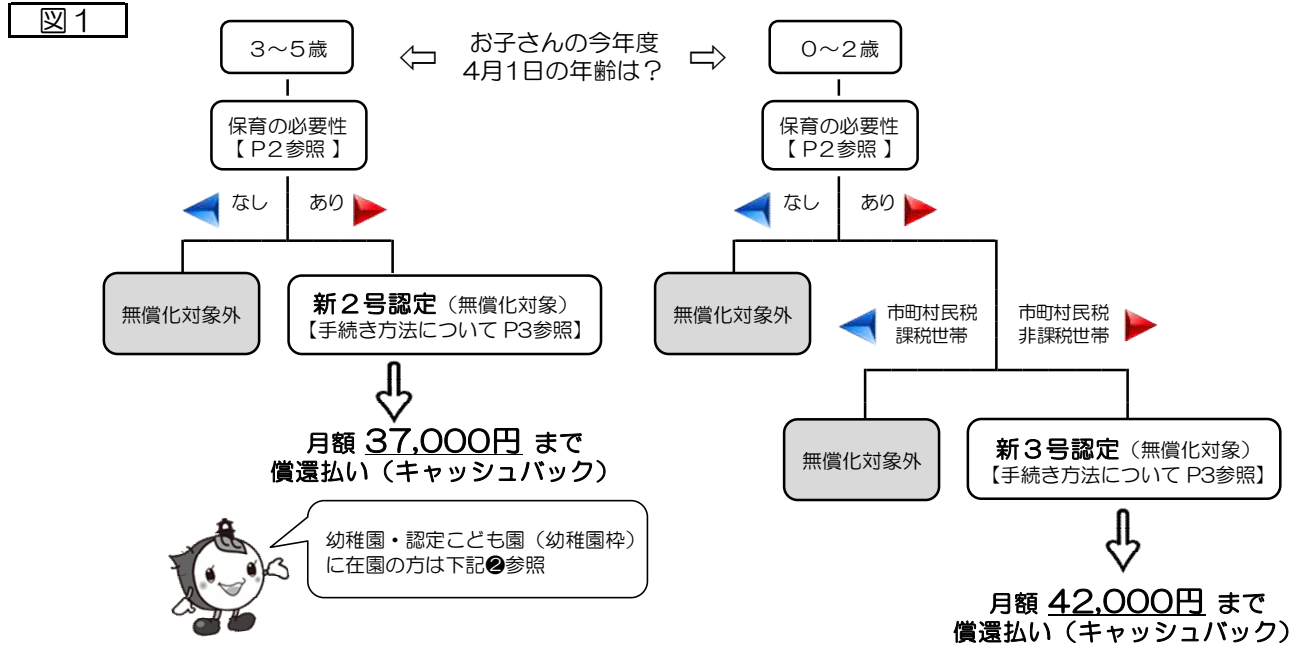
令和元年10月から、幼児教育・保育無償化が始まりました。

消費税率の引き上げによる財源を活用し、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料等が無償化されます。

認可保育所や認定こども園（保育園枠）に在園している場合は、本案内の対象外です。

1 認可外保育施設等※1 のみを利用

※1 認可外保育施設、保育所の一時預かり事業、病児保育、ファミリー・ヘルパー・センター事業
 ただし、利用施設や利用事業が、所在市町村に確認申請を提出し、かつ無償化の対象施設である旨の通知を受けていない場合は、無償化の対象外となるため、事前に利用施設（事業者）にご確認ください。



2 幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）に在園

上記①で、「新2号認定」に該当する世帯のうち、幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）※2 に在園している方についてです。幼稚園や認定こども園（幼稚園枠）の保育料は25,700円を上限に無償化されますが、これとは別に、在籍幼稚園等の預かり保育利用料（上限450円/日）と認可外保育施設等の利用料は、合算して**11,300円まで（満3歳児の場合16,300円まで）**無償化されます。

【イメージ】

【無償化上限】37,000円 の内訳	
25,700円 幼稚園等の保育料分	11,300円 幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用料分 ※満3歳児は16,300円

※2 幼稚園や認定こども園（幼稚園枠）の預かり保育が、一定水準未満（教育時間を含む平日の提供時間が8時間未満または年間開所日数が200日未満）の施設に限る。

例えば、年間開所日数が195日の幼稚園で、預かり保育を月15日利用、幼稚園が休みの土曜日のみ認可外保育施設（月6,000円）を利用 の場合は…

- 幼稚園の教育時間 約4時間分 ⇒ 25,700円を上限に無償化
- 幼稚園の預かり保育利用料 ⇒ 450円 × 15日 = 6,750円まで無償化
- 認可外保育施設等の利用料 ⇒ 11,300円 - 6,750円 = 4,550円まで無償化

【無償化上限】37,000円 の内訳			実費
25,700円 幼稚園等の保育料分	11,300円 450円 × 15日 = 6,750円 幼稚園の預かり保育利用料分	4,550円	
			認可外保育施設等の利用料分 6,000円

利用している幼稚園等が対象になるかどうかや、具体的な申請の流れについては、在園している幼稚園等に確認してください。また、幼稚園利用者向け案内もご確認ください。



川崎市 マスコットキャラクターときも

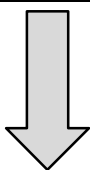
無償化の対象について

認可外保育施設等を利用する世帯のうち、**保育の必要性がある世帯**に限られます。
 さらに、入園する年度の4/1現在の年齢が0歳～2歳のお子さんの世帯については、**市町村民税非課税世帯**に限定されます。

? 保育の必要性とは？

お子さんの保護者のいずれもが、次に示す事由に該当する必要があります。

事 由		認定期間（＝ 無償化となる期間）
① 就 労	児童と離れて家事以外の仕事をする事が日常であること（月64時間以上）	最長で、お子さんの就学前まで
② 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		新たに生まれたお子さんが1歳に達する月の末日 ※1歳の誕生日の月の入所申請を行い、入所できず育休期間を1歳6ヶ月にまで延長した場合は、認定期間も1歳6ヶ月に達する月の末日まで延長。 ※1歳6ヶ月に達する月の入所申請を行い、入所できず育休期間を2歳まで再延長した場合は、認定期間も満2歳に達する月の末日まで再延長。
③ 求 職	求職活動をしていること（起業準備を含む）	3か月 ※3か月以内に就労証明書を提出した場合には「①就労」に変更の手続きを行ってください。
④ 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後の間がないこと	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の末日まで。
⑤ 就 学	卒業後の就労を前提とした学校に通学していること（職業訓練を含む）	認定したその月の末日まで ※認定したその月の末日までに在学証明書等の必要書類を提出した場合には、最長でお子さんの就学前まで
⑥ 疾病・障害	肉体的・精神的に疾病・障害を有していること	最長で、お子さんの就学前まで
⑦ 看護等	同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること	
⑧ 災害等	震災・風水害・火災等の復旧をしていること	
⑨ 虐待やDVのおそれがあること		
⑩ 特 例	市長が定める上記に類する状態にあること	



上記の事由を証明するため、以下の書類をご準備ください。

書類は、お子さんの父母それぞれの分が必要ですが、兄弟姉妹で在園している場合には、年齢の低いお子さんに原本を、他のお子さんにはコピーを添付してください。

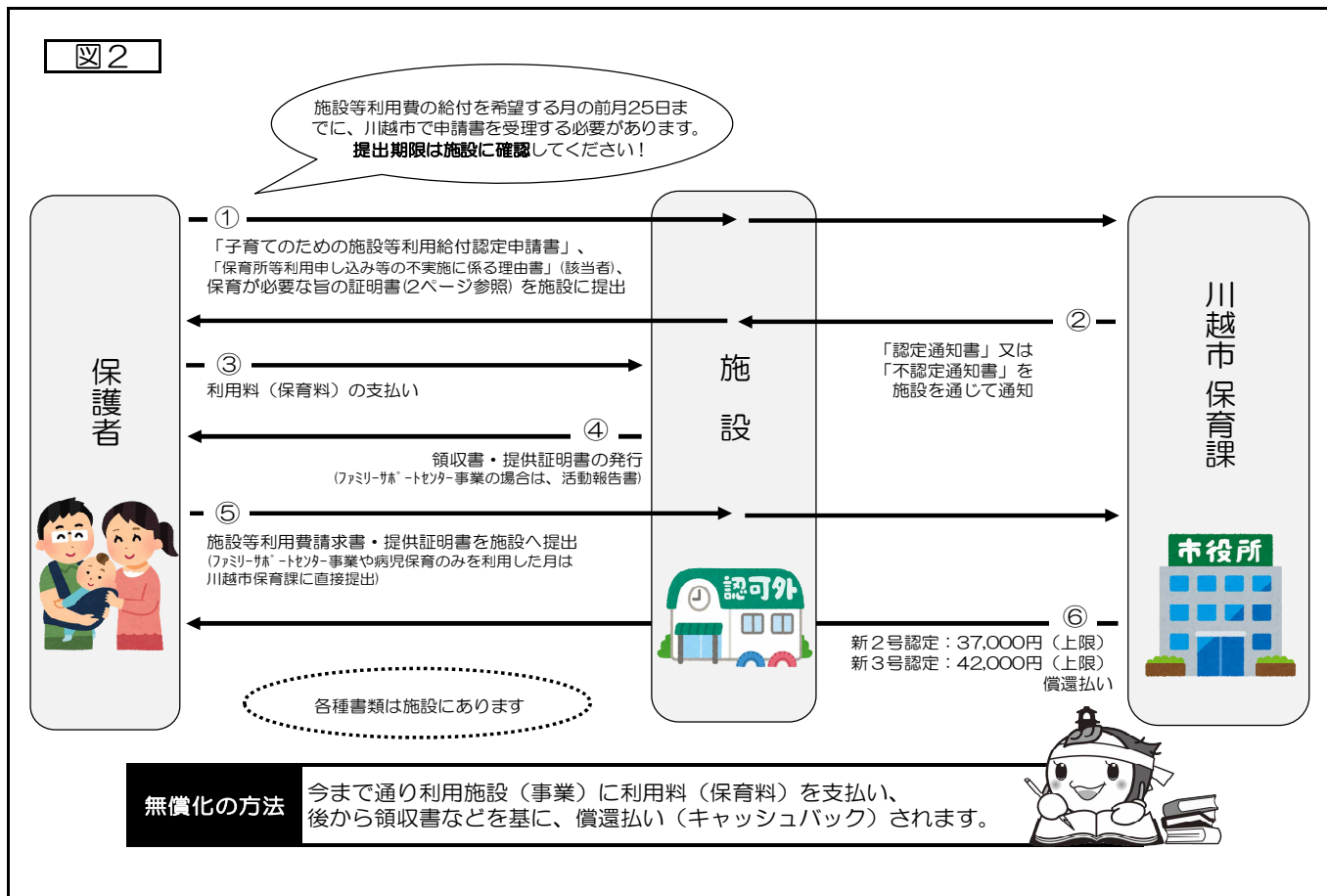


必要書類（保育が必要な旨の証明書）	
① 就 労	<ul style="list-style-type: none"> 就労（内定）証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの） ※ 記載漏れや押印がない場合は受付できませんのでご注意ください ※ 自営業の方は客観的に事業を行っていることが分かる書類（確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等）を添付
③ 求 職	<ul style="list-style-type: none"> 就労誓約書 ※ ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し
④ 妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が明記されたページ）
⑤ 就 学	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書または合格通知書 授業のカリキュラム等（1週間と年間のスケジュールがわかるもの）
⑥ 疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書等（保育が困難な旨が明記された発行から3か月以内のもの） 身体障害者手帳（3級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
⑦ 看護等	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書等（看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害者の同居家族を看護している場合は、身体障害者手帳等をお持ちなら、その写しのみで可）
⑧ 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> 被災証明書等

必要書類（新3号認定に該当する方のみ必要）	
非課税証明書	父、母、及び生計中心者の方それぞれの分が必要です。 ただし、認定希望日が属する年度の1月1日に川越市に住民登録があった方（※）や、マイナンバーの確認書類が揃っており、非課税であることが確認できる場合には、提出不要です（※ 令和2年2月2日が認定希望日の場合、平成31年1月1日）

手続き方法について

図2



- ① 認可外保育施設等を利用し、その利用料を無償化の対象とするためには、まず、「子育てのための施設等利用給付認定申請書(様式第16号)」を提出する必要があります。
原則、この申請書は市町村に直接提出せず、封入の上、**利用している施設(事業者)にご提出**ください。
詳しい**提出期限は各施設(事業者)に確認**してください。
※施設等利用費の給付を希望する月の前月25日までに、市で申請書を受理する必要があります。

その際、2ページ下部の「**必要書類(保育が必要な旨の証明書)**」を必ず添付してください。(新3号認定の場合は、「非課税証明書」も添付)
また、認可保育施設の利用申請をしていない方については、「**保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書**」の添付が必要です。

- ② 保育の必要性があるか(新3号認定子どもについては、さらに市町村民税非課税世帯であるか)等を確認します。
無償化の対象となるための要件を満たしている場合には、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を提出した施設(事業者)を通じて、「**認定通知書**」が届きます。
要件を満たしていない場合には、「**不認定通知書**」が届きます(=無償化の対象とはなりません)。
- ③ 今までどおり、利用料(保育料)を施設(事業者)に支払ってください。
- ④ 施設(事業者)から、「領収書」と「提供証明書」が発行されますので大切に保管してください。
- ⑤ 「施設等利用費請求書」に、「提供証明書」を添付して、**利用月の翌月以降**に施設(事業者)に提出してください。
複数の認可外保育施設等を利用した月は、主に利用した施設に、**他施設分もまとめて提出**してください。
なお、ひと月に、ファミリー・サポートセンター事業又は病児保育施設のみを利用した場合は直接川越市保育課に提出してください。

- ⑥ 請求書を提出した翌月末頃に、直接保護者の方の口座に施設等利用費が振り込まれます。

例えば… 10月分の施設等利用費請求書を11月に提出 → 12月末頃に支給
10月分の施設等利用費請求書を12月に提出 → 1月末頃に支給
10月分の施設等利用費請求書を10月に提出※ → 12月末頃に支給

請求忘れのないようご注意ください。

※ 利用月にご請求いただいたとしても、利用月の翌月以降に提出されたものとして支給します。

注意

- ひと月に施設(事業者)に支払った利用料(保育料)が給付上限額(新2号：37,000円、新3号：42,000円)を下回った場合には、実際に支払った額を給付します。
- 食材料費等の実費徴収に当たる費用は無償化の対象外です。

【問い合わせ先】

川越市役所 こども未来部 保育課 〒350-8601 川越市元町1-3-1
TEL：049-224-5827 / FAX：049-223-8786

※ファミリー・サポート・病児保育に関すること：こども育成課（TEL：049-224-5724）

※今後、国の通知等により、内容が一部変更となる場合があります。